

令和8年8月7日

合 併 公 告

株主及び債権者 各位

大阪市中心区淡路町一丁目6番11号
株式会社イトーキ
代表取締役社長 湊 宏 司

当社は、令和8年1月26日開催の取締役会において、令和8年10月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、当社の完全子会社である株式会社イトーキシェアードバリュー（本店：東京都中央区入船一丁目8番2号住友入船2号館）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。

これにより、効力発生日をもって当社は株式会社イトーキシェアードバリューの権利義務を全て承継して存続し、株式会社イトーキシェアードバリューは解散することといたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第796条第2項の規定に基づき、株式会社イトーキシェアードバリューは会社法第784条第1項の規定に基づき、それぞれ株主総会の承認決議を経ずに合併を行うことを決定しております。

また、当社は、株式会社イトーキシェアードバリューの全株式を所有しておりますので、この合併に際し、当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
3. 合併当事会社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

株式会社イトーキシェアードバリュー

掲載紙 官報

掲載の日付 令和8年5月13日

掲載頁 81頁（号外第106号）

以上